

○ 貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
(定義) 第二条 (略) 2、16 (略) 17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）<u>第六十六条第一号</u>に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる債券（以下「貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。	(定義) 第二条 (略) 2、16 (略) 17 この法律において「海外事業資金貸付」とは、本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人若しくは外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項</u>に規定する短期社債を除く。以下この項において同じ。）その他これらに準ずる債券（以下「貸付金債権等」という。）の取得又は当該資金に充てられる外国政府等、外国法人若しくは外国人の長期借入金若しくは当該資金を調達するために発行される外国政府等若しくは外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券に係る保証債務（保証債務を履行した場合に、その履行した者がその履行した金額につき主たる債務者に対する求償権を取得するものとされるものに限る。）の負担をいう。